

平成 25 年 7 月 24 日
福祉部福祉政策課

福祉避難所の確保に関する定住自立圏の相互利用について

1. これまでの各構成市町村の福祉避難所の状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

市町村名	事業者数	施設数	締結年月日
八戸市	57	79	平成 23 年 12 月 22 日
おいらせ町	7	22	平成 24 年 3 月 21 日
南部町	14	21	平成 24 年 8 月 8 日

2. 定住自立圏での相互利用に向けた検討結果

- ・平成 25 年 4 月 1 日付で相互利用を可能にする協定を締結する。
原協定に次の 1 条を加える。

（定住自立圏構成市町村からの受入要請への対応等）

第 11 条 乙は、定住自立圏構成市町村の区域内で災害が発生した場合において、当該定住自立圏構成市町村から当該定住自立圏構成市町村の指定避難所での生活に支障があると認められる者の受入れを要請されたときは、前各条の規定の例により、当該者の受入等を行うものとする。

- ・施設所在市町村と事業者とが協定を締結する。
（八戸市とも協定締結していた場合は、八戸市の協定を廃止する）

3. 定住自立圏での相互利用可能な福祉避難所の状況（平成 25 年 6 月 25 日現在）

市町村名	事業者数	施設数	備考
八戸市	47	66	
おいらせ町	7	25	
南部町	14	21	
五戸町	7	14	4 月 1 日締結式
階上町	13	17	3 月 29 日締結式
田子町	2	6	4 月 1 日締結式
新郷村	1	4	
三戸町	5	9	5 月 31 日締結式
計	96	162	

※平成 25 年 6 月 25 日現在、定住自立圏で 96 事業者 162 施設が福祉避難所として相互利用可能となった。